NO.210

かっしか 会だより

2 · 3 面…代表質問 8面…可決された議案ほか

葛飾区議会

〒124 - 8555

4月25日発行

(2012年)

平成24年

等1同中周令

弗 凹定例云	
2月 21日	本会議(議案の付託等) 予算審査特別委員会
22・24日	常任委員会
27日	議会運営委員会
28日 29日	本会議(代表質問・一般質問、議案 の議決等)
3月 2~8・12日	予算審査特別委員会
13~16日	常任委員会
21~23日	特別委員会
27日	議会運営委員会
28日	本会議(議案の付託、議決等) 常任委員会 議会運営委員会

東京招致に関する決議を可 オリンピック・パラリンピック競技大

FAX 5698-1543

の代表質問と、10名の議員か 所信表明を受け、5会派から今回の定例会では、区長の ら一般質問が行われました。 般会計予算をはじめとする区 また、平成24年度葛飾区

23695-1111

議員提出議案9件が可決され 東京招致に関する決議など、 16回パラリンピック競技大会オリンピック競技大会及び第 長提出議案等35件と、第32回

小菅西公園

葛飾区立石 5-13-1

332回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する **議**分

(件名の下の分は意見の 分かれた決議・意見書です。各会派の賛否は8面に掲載)

|を尊重しあう共生社会の実現を促進する。国においては、スポーツ基本法が成立。 市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安宅 災体制と防災倉庫等の設置などを推進すること つ、次の事項について強く求める。□都市再生機構賃貸住宅は、今後とも政府が つした機を捉えて国際大会を東京に招致することはまさに時宜にかなっている。 の推進がさらに求められる。 また、 東京においては、 スポーツ祭東京二〇一三に宮 がすること②これまでの国会附帯決議等を踏まえて居住者の居住の安定策を推進される。 復興に向け歩む人々にも大きな力となり、復興を遂げた姿を全世界の人々に 総理大臣のほか被災地の岩手・宮城・福島県の35 よって、二〇二〇年開催のオ に示し、世界中から寄せられ Pけての取組みが進んでいる。 9る中、スポーツに関する施 任会、誰もが相互に人格と個 科事が加わり、オールジャパ 9ること③近隣住民を含めた 皇接関与する 公共住宅として 足を求める意見書 著の居住の安定が図られる ナリンピック・パラリンピ

地方側に十分な情報提供を行うこと③地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行 け・枠付け」 の見直しを行うとともに、 今後の見直しに当たっては地方と十分! 、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、 雇用をめぐるミスマッチ解消のため、次の項目を迅速かつ適品 次の事項を速やかに実施する 切に講じるよう強く求める。 われるようにすること④「義 すること②必要な事項につい 協議すること

小企業に関する情報提供体制の充実を図ること②「有期実習型訓練」を実施する

もに、次の項目を速やかに実施するよう強く求める。 にも支給されるよう改正すること②母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費 允すること

③学生と中小企業の接点を強化すること

④中小企業への定着支援の充害 現在、対象が母子家庭に限られている諸制度を父子家庭も対 ①遺族基礎年金を死別父子家庭の父や、父と子が暮らす (事業及び特定就職困難者雇 公象とするよう改善を行うと を図ること

革案の全体像が明らかにならないままでは、国民は消費税増税に納得しない。 消費税増税案と年金制度改革案が しない。政府に対し、年金制度抜本改革の一体で議論されるべきであり、年金制度改

図るよう強く求める。①「農業者戸別所得補償」は名称変更を含め、国民の理解が記 別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書 分 反村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活すること③目指す 得られる制度とすること② 農め、次の事項について実現を 9べき政策目標を明確にし、

引く経済停滞のもと、中小企業経営は苦境に立たされ、

「求める。 ①指導者の確保と育成のため充実した研修などの対策を検討すること②S 十分な説明を行わせることを強く求める。 行されれば、さらなる国民生活への打撃になるため、国会及び政府に対し、 子どもたちに武道における柔道の礼節を学び、 故発生後の対応方法を確立させること(生 楽しめる環境を与えるために つよう、次の項目の実施を強 電力に電気料金値上げの再考 にある。電気料金の値上げが 故後のきめ細かな対策を充 険性に十分配慮した上で、

> 政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状 (答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。 議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り

物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。

る中小企業への助成金制度を